

大口町プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多様化、高度化する住民ニーズに対し複数の部課にまたがる施策の推進を図るため設置する大口町プロジェクトチーム(以下「プロジェクト」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 プロジェクトのメンバーは、行政経営会議において選考し、町長が任命する職員をもって組織する。

2 プロジェクトにリーダーと副リーダーを置く。

3 リーダー及び副リーダーは、行政経営会議において選任する。

(リーダーの職務)

第3条 リーダーは、会務を総理する。

2 リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、副リーダーがその職務を代理する。

(会議)

第4条 プロジェクトは、リーダーが招集し、その議長となる。

2 プロジェクトは、その目的を遂行するため必要と認めたときは、関係職員の出席を求めることができる。

3 プロジェクトは、目的達成のための調査研究結果及び推進状況を行政経営会議に報告するものとする。

(各課の協力)

第5条 プロジェクトの設置目的の達成のために各部課(局)は、積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関して必要な事項は、

行政経営会議において協議する。

附 則（平成12年6月1日 大口町訓令第18号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第13号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 大口町訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。